

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

吉野ヶ里町長

市町村名 (市町村コード)	吉野ヶ里町 (41327)
地域名 (地域内農業集落名)	石動地区 (上石動、下石動、西石動)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、吉野ヶ里町東脊振地域の中部に位置している。大部分が圃場整備された地区であり、水稻を基幹として、麦、転作大豆等の栽培を行っている。下石動地区においては営農組合を設立し、農地の集積による生産規模の拡大を図っているものの、他の地区では従来の生産組合を中心とした農業が展開されている。今後は、生産性の高い農業経営を育成するため、優良農地の確保と農地の集積を推進し、農地の有効活用の誘導に努め農業の振興を図る必要がある。また、核家族化・兼業化が進み後継者の育成及びイノシシによる被害が多いことが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

石動地域は、ほぼ全域で圃場整備が完了しており、将来に渡り稲作を基幹とした、麦、大豆等の水田農業を主体に農業生産を推進する。

とりわけ、水田農業では集落営農組織への加入促進を図り、担い手農家へ農地集積による生産規模の拡大による農業経営の効率化を進めるとともに、園芸農業においては、収益性の高い施設園芸の生産拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、新たな担い手の確保を模索する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、新たな担い手の確保を模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸付面積を拡大し、担い手への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在のところ基盤整備事業の計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人や他地域からの参入について申し出があれば検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
町内に農業支援サービス事業体はないため、利用の計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

予算の範囲内で防護柵設置の補助を行う。